

障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の額の 設定の基準となる数値の算定について

○ 単位調整額の算出根拠の概要

納付金にかかる調整基礎額については、標準雇用率（障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第54条）に達するまで身体障害者又は知的障害者を雇用するものとした場合（①）に、また、調整金に係る単位調整額については、基準雇用率を超えて身体障害者または知的障害者を雇用した場合（②）に、それぞれ身体障害者又は知的障害者1人につき通常必要とされる1か月当たりの特別費用（身体障害者又は知的障害者を雇用するために特別に必要とされる費用）の額の平均額を基準として定める旨規定されている。（納付金については法第54条第2項。調整金については法第50条第2項。）

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく身体障害者又は知的障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めるところ42,000円となる。

次に、通常身体障害者又は知的障害者の雇用数が増加するに応じて、1人当たりの特別費用の額が遞減する実態にあることから、実態調査を基に平均的規模の企業をモデルとして計算し、①及び②の特別費用を算出し、これらにより当該平均的規模の企業における平均特別費用額を計上した上で、それぞれの費用額と平均特別費用額との格差を計算すると、平均特別費用額を比率を1とした場合、①の費用は1.219倍、②の費用は0.662倍となる。

したがって、調整基礎額（納付金）及び単位調整額（調整金）は次のとおりである。

* 調整基礎額（納付金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[調整基礎額]
42,000円	× 1.219 倍	= 51,190円
		<u>≒ 50,000円</u>

* 単位調整額（調整金）

[1か月当たり特別費用の額の平均額]	[格差]	[調整基礎額]
42,000円	× 0.662 倍	= 27,800円
		<u>≒ 27,000円</u>

報奨金の額の設定の基準となる数値の算定について

○ 報奨金額の算出根拠の概要

納付金に係る報奨金額については、調整金に係る単位調整額以下の額で厚生労働省令で定めることとされている。(法附則第4条第3項)

実態調査に基づき、雇用率の達成、未達成に関係なく、現在の報奨金の支給基準を踏まえ、身体障害者又は知的障害者1人の雇用に伴う1か月当たりの特別費用額の平均を求めるところ43,907円となる。

次に、調整金と報奨金の整合性をとる必要があることから、調整金を決定する際に基準となるべき額と調整金の単価の割合を計算し、また、障害者雇用納付金を納めていない企業で障害者を多数雇用している企業の特別費用の一部の負担の調整を図るという観点からこの額を2で除した額としている。

したがって、報奨金額は次のとおりである。

* 報奨金額

$$\begin{array}{r}
 \text{[調整金の単価]} \qquad \qquad \qquad \text{[報奨金額]} \\
 \left(\begin{array}{c} 27,000\text{円} \\ \hline 27,800\text{円} \end{array} \right) \div 2 = 21,321\text{円} \\
 43,907\text{円} \times \qquad \qquad \qquad \approx \underline{\underline{21,000\text{円}}}
 \end{array}$$

[1か月当たり特別
費用の額の平均額] [今回見直しの際、調整金を
決定する時の基準となるべき額]

(参考)

[報奨金の支給基準]

各月の常用労働者の4%相当の年度間合計数又は72人(6人×12月)のいずれが多い数を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用労働者(短時間労働者である重度身体障害者又は知的障害者、短時間労働者である精神障害者を含む。)を雇用する事業者に対し支給する。